

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	国際部国際政策課
部署の業務内容	農産物貿易交渉等についての国民や関係者の認識を広め、交渉の理解醸成を図るほか、交渉等に必要となる国内外の情報収集・提供及び問い合わせへの対応を行う。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・ ホームページの国際関連情報の掲載及び国民からの意見・質問を受け付けて対応。また、WTO農業交渉等について、交渉の節目節目で国民理解のため地方説明会やマスコミを対象とした記者懇談会の実施、各地から要望のあった講演会での説明等により情報提供を実施してきた。 ・ しかしながら、ホームページはわかりにくい構成となっていたことから3月末までに刷新する予定である。また、説明会については一定の評価はあるが、生産者、農業団体、地方自治体等が対象の中心であったため、消費者団体等に積極的に向き、国際部関連事案について説明を行うこととした（消費者団体等との意見交換 2月5回実施、のべ12名参加）。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・ また、本省と地方農政局の間で「国際交渉ホットライン」を整備し、国際関係業務改革の考え方を国際部から伝え協力を求めるとともに、地方農政局窓口には、広く国民の意見、批判、その他国際関連情報の報告を求めている。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・ 国民からの国際交渉、政策等に対する意見、その他の情報提供への対応について、国際部内の手順をルール化。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	・ また、本省と地方農政局の間で「国際交渉ホットライン」を整備し、国際関係業務改革の考え方を国際部から伝え協力を求めるとともに、地方農政局窓口には、広く国民の意見、批判、その他国際関連情報の報告を求めている。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	・ 今後、窓口チームの活動状況を継続的に評価し、必要な改善を行っていく。
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	

政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・海外農業情報（各国の農業政策と農業事情）及びWTO 関連基本文書について、ホームページに掲載及び国民から の意見・質問を受け付けて対応。また、WTO農業交渉等 について、交渉の節目節目で国民理解のため地方説明会や マスコミを対象とした記者懇談会の実施、各地から要望の あった講演会での説明等により情報提供を実施してきた。 ・しかしながら、ホームページの資料掲載に工夫がなく、 一般にはわかりにくい構成となっていたことから3月末まで に刷新する予定である。また、WTO・EPA交渉に係る地方説 明会については一定の評価はあるが、生産者、農業団体、 地方自治体等が対象の中心であったため、消費者団体等に 積極的に出向き、国際部関連事案について説明を行うこと とした（消費者団体等との意見交換 2月5回実施）。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・国際交渉において、直接的な利害関係を有する農業団体等との意見交換が中心に行われ、一方の関係者である消費者との意見交換が十分ではなかった。例えば、関税の引き下げは消費者の利益となる側面もあるが、多様な農業を維持していくことは、農業の多面的機能の発揮、食料安全保障の面からも必要であり、消費者の利益になるといった面の説明が不十分であった。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要
総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・外国産の農林水産物・食品の安全に問題が発生した場合の、諸外国からの情報収集等。

食の安全業務についての点検	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・平成15年度に総合食料局より、大臣官房に国際部、平成18年度に国際関係業務の増大に伴い、弾力的な対応が可能な柔軟な組織体制に再編成を行っている。 ・国際政策課内の業務として、海外情報の収集、分析、提供もあるが、国民の健康に関する情報については、優先して対応・処理を行うとともに、迅速な情報提供を科学的知見を有する部署へ行うことにより未然防止に資することとしている。また、迅速な情報提供は、フードチェーンの川下への影響を防ぐことが可能になると考えている。 ・今後は、各国のアタッシェを通じた情報収集、調査等について、アタッシェの有効活用をしていく一環としても、消費・安全局との連携を図る中で、食の安全情報の収集体制についても強化する。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	・農林水産物の貿易ルールの在り方、食料の輸入先の安定化・多元化なども、結果的に食の安全につながる可能性もあるとの認識を共有する必要がある。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			